

平成26年第2回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

平成26年3月14日(金曜日)午前10時開議

- 日程第1 議案第19号 平成26年度那珂川町一般会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第2 議案第20号 平成26年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第3 議案第21号 平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第4 議案第22号 平成26年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第5 議案第23号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第6 議案第24号 平成26年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第7 議案第25号 平成26年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第8 議案第26号 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第9 議案第27号 平成26年度那珂川町水道事業会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第10 議案第28号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第11 南那須地区広域行政事業組合議会議員の選挙 (議長提出)
- 日程第12 議会運営委員の選任 (議長提出)
- 日程第13 発委第1号 那珂川町議会基本条例の制定について (特別委員会委員長提出)
- 日程第14 発委第2号 特殊詐欺を撲滅し、町民生活の安全・安心を確保する決議について
(総務企画常任委員長提出)
- 日程第15 陳情第1号 「山の日」制定に係る意見書の採択について

(総務企画常任委員長報告)

日程第16 陳情第2号 TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する陳情書

(産業建設常任委員長報告)

日程第17 議会改革特別委員会調査報告

(特別委員会委員長報告)

日程第18 県立高校再編計画に関する調査特別委員会調査報告

(特別委員会委員長報告)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1 発委第3号 国民の祝日「山の日」の制定を求める意見書の提出について

(総務企画常任委員長提出)

追加日程第2 発委第4号 TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書の提出について

(産業建設常任委員長提出)

追加日程第3 地方自治法第98条第1項による事務の検査を行うための特別委員会設置に関する動議

(議員提出)

出席議員(12名)

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	岩村文郎君
8番	川上要一君	9番	阿久津武之君
10番	橋本操君	11番	石田彬良君
12番	小川洋一君	13番	大金市美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	佐藤良美君
教育長	小川成一君	会計管理者兼会計課長	塚原富太君
総務課長	益子実君	企画財政課長	藤田悦男君
税務課長	小室金代志君	住民生活課長	橋本民夫君

健康福祉課長	小川一好君	建設課長	山本勇君
農林振興課長	星康美君	商工観光課長	大金清君
総合窓口課長	秋元誠一君	上下水道課長	秋元彦丈君
環境総合推進 室 長	佐藤美彦君	学校教育課長	川和なみ子君
生涯学習課長	穴山喜一郎君	農業委員会 事務局 長	小祝邦之君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	増子定徳	書記	板橋了寿
書記	加藤啓子	書記	藤田善久

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（大金市美君） ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大金市美君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりで、ごらんいただきたいと思っております。
-

◎議案第19号～議案第27号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（大金市美君） 日程第1、議案第19号 平成26年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第2、議案第20号 平成26年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第3、議案第21号 平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第4、議案第22号 平成26年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第5、議案第23号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第6、議案第24号 平成26年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について、日程第7、議案第25号 平成26年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、日程第8、議案第26号 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決について、日程第9、議案第27号 平成26年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、以上9議案を一括議題とします。

本件は、予算審査特別委員会に審査を付託したものでありますが、委員会での審査が終了しましたので、予算審査特別委員長より審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員長、橋本 操君。

〔予算審査特別委員長 橋本 操君登壇〕

○**予算審査特別委員長（橋本 操君）** 皆さん、おはようございます。

予算審査特別委員会より、ご報告を申し上げます。

予算審査特別委員会に付託されました議案第19号 平成26年度那珂川町一般会計予算の議決について、議案第20号 平成26年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、議案第21号 平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、議案第22号 平成26年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第23号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、議案第24号 平成26年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について、議案第25号 平成26年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第26号 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決について、議案第27号 平成26年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、以上9会計予算については、平成26年3月7日から13日までの4日間、関係課長等の説明を求め、慎重に審査をいたしました。

各会計予算の審査については、一般会計及び特別会計ごとに採決を行い、一般会計及び国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業、農業集落排水事業、簡易水道事業の6特別会計、水道事業会計については賛成多数で、ケーブルテレビ事業特別会計については、全員賛成により文書をもって報告をいたしましたとおり、本委員会において原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、予算審査特別委員会における意見等については、それぞれ関係する課局室の審査の際に申し上げましたが、特に審査報告には、

- 1、工事発注に当たっては町内企業の育成や経済効果の観点から、町内企業が参加できるような方策を講じていただきたい。
- 2、庁舎及び那珂川消防署の建設に当たっては、財政的な措置も含めて万全を期されたい。
- 3、特別会計については、一般会計からの繰出金が増加傾向にあることから、独立採算制を高めるよう努力されたい。
- 4、下水道については、容易に加入できるような方策を検討し、加入率の向上を図られたい。

以上4項目の意見を付して報告いたします。

以上で報告を終わります。

○**議長（大金市美君）** 次に、益子輝夫委員から、少数意見の報告が議長に提出され、本会議で報告したい旨の申し出がありましたので、発言を許可します。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） それでは、少数意見の報告をさせていただきます。

意見の要旨を述べさせていただきます。

北沢の不法投棄物の処理を行うために県営の管理型処分場を設置することに反対であり、放射能を含んだ廃棄物が搬入されてしまう可能性がある処分場の危険性に対して、町は町民の安全で安心な暮らしを守る立場に立っていない。

また、町民の声を真摯に聞く姿勢が町当局に欠けており、地元地域住民や全町民対象の説明会を町民の納得のいくまで行うべきである。

日本国憲法第15条、全ての公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者であってはならない。また、日本国憲法の第25条、全ての国民は健康で文化的な生活、最低限の生活を営む権利を有するとあります。というふうに憲法を踏まえ、また地方自治法の第1条の2項、地方自治体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとあります。日本国憲法及び地方自治法から見ても、県営の管理型処分場は町民の合意は得られていないと思います。そういうことで反対を表明して、少数意見の報告とします。

以上です。

○議長（大金市美君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第19号 平成26年度那珂川町一般会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大田市美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成26年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第21号 平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大田市美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 平成26年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第22号 平成26年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大田市美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第23号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決については、委員長報告

のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成26年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第24号 平成26年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 平成26年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第25号 平成26年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第26号 平成26年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 平成26年度那珂川町水道事業会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第27号 平成26年度那珂川町水道事業会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

ここで、町長から発言があれば、これを許します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまは、平成26年度那珂川町一般会計歳入歳出予算のほか、7特別会計及び水道事業会計予算を可決いただきまして、誠にありがとうございます。

予算審査特別委員会の中で指摘されました事項、要望等につきましては、庁議等におきまして検討し、対応してまいりたいと考えております。

なお、平成25年度もまもなく出納閉鎖の期間に入っております。未執行や未払いのないよう引き続き25年度予算の適正な予算執行に努めてまいり所存でございます。

長時間にわたり、慎重なご審議をいただきましたことに、心から感謝を申し上げまして、平成26年度予算可決に対するご挨拶といたします。

本当にありがとうございました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第10、議案第28号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第28号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の平成26年度税制改正大綱の決定に伴い、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成26年4月1日から施行されることとなったため、那珂川町国民健康保険税条例についても、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） 議案第28号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

議案書の最後のページに参考資料が添付してありますので、ごらんをいただきたいと思っております。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の改正に伴うものです。国の社会保障税一体改革の中で、市町村国保のあり方が検討をされてきましたが、その中で後期高齢者医療制度及び介護保険制度の充実と、低所得者に対する保険料軽減対象の拡充が行われることとなりました。

それでは、参考資料により改正内容をご説明いたします。

1点目は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げです。

医療給付費分の限度額51万円は据置きとなりますが、後期高齢者等支援分、介護納付金分がそれぞれ2万円引き上げられることから、条例第2条第3項中の「14万円」を「16万円」に、同条第4項中の「12万円」を「14万円」に改めるものです。同じく、条例第26条中の「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改めるものです。

2点目は、低所得者への軽減所得判定基準額の拡充です。

被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準額について、5割軽減の基準については、24万5,000円を乗ずる被保険者数に当該納税義務者である世帯主を含めることとし、2割軽減の基準については被保険者数に乘ずる金額を45万円に引き上げるもので、条例第26条第2号中の「当該納税義務者を除く」を削除し、同条第3号中の「35万円」を「45万円」に改めるものです。

次に、改正条例の附則は、改正条例の施行日、及び適用区分を定めたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

益子輝夫君。

○2番（益子輝夫君） 国の基準が変わるといって並ぶんですが、これでいくと今、国民健康保険の滞納者がどのくらいいるんですか、その辺を教えてくださいのと、今後それをどう解決していくのかを教えてくださいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 答弁願います。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） すみません。滞納者数については、今、手元に資料がございませんので、後でお知らせをしたいと思います。

それと、滞納対策ですけれども、税務課と一緒に共同で納税相談、それから……

○2番（益子輝夫君） ちょっと聞こえないんですよ。

○住民生活課長（橋本民夫君） すみません。滞納者数につきましては、先日の特別委員会でちょっとお話ししたんですが、今日はちょっと手持ち資料がございませんので、後でまたお知らせをしたいと思います。

それから、滞納者対策につきましては、税務課と共同で納税相談、それから個別、臨戸訪問、それと最後の手続としては差し押さえ、財産処分という手続もございまして、そのような形でできるだけ滞納者が少なくなるような方策に努めてまいりたいと考えています。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○2番（益子輝夫君） 今の説明したことはわかるんですけども、全体的に町内を見てもわかるように、またこの商売を見てもわかるように、収入が減っている中で、国民健康保険の滞納者が栃木県下でもかなり高いほうにあると思います。そういう点では、より一層払えない人が出てくると、値上げによって。そういう可能性が非常に含まれているので、私はこの値上げには反対をします。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） 今回の税条例改正につきましては、高額所得者が課税限度額まで達している人の課税限度額の分を引き上げる。これは介護保険、それから後期高齢者医療に充当する分です。ただ、低所得者については所得軽減、これを拡充するという意味です。

ので、低所得者に対しては値上げにはなりません。逆に値下げになるという形になります。

以上です。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○2番（益子輝夫君） 高額所得者に対してということですが、14万円が16万円になって、12万円が14万円になると、介護給付分もそういうことですよ。それと低額所得者が減額になるというふうになっているんですが、どの程度減額になるんでしょうか。

○議長（大金市美君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本民夫君） ただいま、議員がおっしゃられました14万円が16万円にというのは、これは課税限度額分の改正ですので上限です、上限が変わるということ。それなりの所得のある方、特に所得額で900万円程度になる方については、この課税限度額が2万円ずつ引き上がるという形になります。

低所得の方については、軽減の判定の基準に、今まで世帯主が含まれておりませんでしたので、その世帯主を含めた人数で軽減を判定すると。それから、所得に関しても被保険者数に今まで35万円の金額を掛けた金額以下であれば軽減の対象となるというのを、それを10万円引き上げて45万円をかけた金額以下であれば、その軽減の対象となるという形になっておりますので、この辺はご理解をいただきたいと思います。

それから、課税超過限度額ですね、これを超える世帯、これは今の段階では25年度ベースですけれども、後期高齢者支援分が69世帯、それから介護納付金分が38世帯、金額にしますと214万円が増えるという形になります。

それから、逆に軽減対象の拡充によりまして、軽減対象が増える分、これにつきましては5割軽減が60世帯、それから2割軽減が140世帯、合計で200世帯、金額にしますと635万7,000円の軽減が増えるという形になります。これにつきましては、保険基盤安定費として、国・県、それから町のほうから一部負担して補填するという形になっております。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかに。

橋本 操君。

○10番（橋本 操君） 私は、賛成の立場で申し上げます。

先進医療や財政的な問題を含めて、また国民健康保険運営協議会などからも……

○議長（大金市美君） すみません。質疑なんですけれども、もしあれだったら後で討論をお願いします。

質疑ですので、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） ないようですので、それでは討論に入ります。

本案はさきに本案に対する反対討論を許します。

益子輝夫君。

○2番（益子輝夫君） 私は、今、課長から丁寧に説明を受けたんですが、後期高齢者医療等支援金の収入が900万円以上だということで上がるということですが、それ以下の軽減されている低所得者に対しては軽減されていると言うんですけれども、全体的にやはり上がる部分があるので、高所得者ということになりますけれども、そういう結果になってもやはり町民に対する負担は変わらないということで、私は反対をします。

○議長（大金市美君） 続いて本案に対する賛成討論。

橋本 操君。

○10番（橋本 操君） 高度な先進医療や財政的な問題を含めて、また先ほど行われました国民健康保険運営協議会の中からも、やはりやむを得ないというふうな結論に達しておりますので、賛成といたします。

○議長（大金市美君） 討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

異議がありますので、起立により採決をいたします。

議案第28号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（大金市美君） 日程第11、南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

議員の辞職により、当町選出の南那須地区広域行政事務組合議会議員に1名の欠員が生じたことによる補充選挙であります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

南那須地区広域行政事務組合議会議員に、川上要一君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した川上要一君を、南那須地区広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した川上要一君が南那須地区広域行政事務組合議会議員の当選人に決定しました。

ただいま南那須地区広域行政事務組合議会議員に当選されました川上要一君が、議場におられますから、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

受託されたものと認めます。

◎議会運営委員の選任

○議長（大金市美君） 日程第12、議会運営委員の選任を議題とします。

議員の辞職により、議会運営委員会の委員に1名の欠員が生じていることにより、補充の選挙を行うものです。

議会運営委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することとなっております。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり、石田彬良君を指名したいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員には石田彬良君を選任することに決定しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第13、発委第1号 那珂川町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会改革特別委員長、鈴木雅仁君。

〔議会改革特別委員長 鈴木雅仁君登壇〕

○議会改革特別委員長（鈴木雅仁君） ただいま提案になりました日程第13、発委第1号 那珂川町議会基本条例の制定について、提案の趣旨説明を申し上げます。

平成24年6月定例会におきまして、議員全員による議会改革特別委員会を設置し、議会の根幹となる議会基本条例について協議を続けてまいりました。

議会基本条例案の作成につきましては、県内外の市町において調査を実施したほか、アンケート調査、議会改革に精通している先生のお話を聞いたほか、最終的に町民の皆様から生の声を聞かさせていただきました。それらを条例の内容に反映させた上で条例案を作成し、今回の提案となったわけであります。

では、条例の内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、前文ですが、前文は議会の役割と責務、開かれた議会を構築するための基本理念と

取り組むべき基本的方向を示したものです。

次に、第1条は目的で、議会の担うべき役割及び議会に関する基本事項を定め、議会の活性化と町民の負託に応えられる議会の実現を図ることを定めたものです。

第2条は議会の活動原則、第3条は議員の活動原則、第4条は町民の議会への参加、第5条は議会報告会ですが、これは必ず年1回以上は開催することといたしました。

第6条は委員会の公開で、常任委員会を含め委員会は原則として公開とするというものです。

第7条、議会と町長等との関係で一般質問等の方法について定めたものであります。

第8条は、町長による政策等の説明で、町で策定する重要な計画につきましては、計画策定の途中でも内容の説明を受けることができるよう定めたものです。

第9条は地方自治法第96条第2項に定められております議会の議決事件について定めたもので、町の方向性を示す10年間の計画であります、那珂川町総合振興計画基本構想及び基本計画の策定変更については、議決事項としたものです。

第10条は予算の確保、第11条は討議・討論による合意形成、第12条は議員の政治倫理、第13条は最高規範性となっており、議会基本条例が議会運営に関する最高規範であることを定めております。

第14条議員定数、第15条議員報酬、第16条は研修、第17条は広報、第18条は図書、第19条は議会事務局の体制整備、そして第20条は継続的な見直し検討ということになっております。

なお、附則につきましては、この条例の施行日を定めたものでございます。

今後、この最高規範である議会基本条例を基本に、議会の活性化や開かれた議会の推進、また政治倫理規定等の制定を含めて、さらに協議を続けていく必要があると思っております。

議員各位のご賛同を賜りまして議決くださいますようお願いを申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 那珂川町議会基本条例の制定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第14、発委第2号 特殊詐欺を撲滅し、町民生活の安全・安心を確保する決議についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

総務企画常任委員長、石田彬良君。

〔総務企画常任委員長 石田彬良君登壇〕

○総務企画常任委員長（石田彬良君） ただいま上程されました発委第2号 特殊詐欺を撲滅し、町民生活の安全・安心を確保する決議について、提案の趣旨の説明を申し上げます。

平成15年ごろから発生している振り込め詐欺等のいわゆる特殊詐欺は近年、全国的に急増し、国民の生活を脅かす大きな社会問題となっております。

平成25年の県内の特殊詐欺被害は221件、被害総額12億円に上っており、また直接被害には遭っていないものの特殊詐欺に関する相談件数が2,000件を超えており、件数、被害額とも過去最高になるなど極めて深刻な事態であります。

この傾向は、今年に入ってからも続いており、2月13日現在で19件、1億1,500万円を超えるなど極めて憂慮すべき状況になっており、今後さらなる被害が懸念されるところであります。

特殊詐欺は、人々の不安につけ込み家族の愛情を悪用して、町民の財産を奪う卑劣な犯罪であり、決して許すことができません。

特殊詐欺を撲滅するためには、町を初めとする各行政区における広報啓発活動や事業者による犯罪情報の提供、協力、地域・家族における絆の醸成、町民一人一人の防犯意識の高揚等あらゆる施策について社会総がかりで取り組んでいく必要があります。

よって、本町議会において生活の安全・安心を確保する立場から、関係機関、団体と連携して町民一体となって特殊詐欺撲滅を目指して、全力で取り組んでいくことを決意するため、特殊詐欺を撲滅し、町民生活の安全・安心を確保する決議をするものであります。

議員各位には、この決議にご賛同をいただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第2号 特殊詐欺を撲滅し、町民生活の安全・安心を確保する決議については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第15、陳情第1号 「山の日」制定に係る意見書の採択についてを議題といたします。

この件に関しましては、今期定例会において総務企画常任委員会に審査を付託いたしまし

たが、委員会での審査が終了したので、総務企画常任委員長より審査結果の報告を求めます。
総務企画常任委員長、石田彬良君。

〔総務企画常任委員長 石田彬良君登壇〕

○総務企画常任委員長（石田彬良君） 総務企画常任委員会の審査結果について報告いたします。

今期定例会において、審査を付託しておりました「山の日」制定に係る意見書の採択については、3月5日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

陳情の趣旨は、我が国は国土の約7割を山が占めており、山の豊かな森林は国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化防止など国民生活に欠かすことのできない機能を有し、林業のみならずさまざまな分野で貴重な資源となっている。こうした山の恩恵を将来にわたり享受できるよう、国民全体が山に感謝し、山を守り育てていく機運を醸成することが大切である。山を国民共通の財産として守り育てる意思向上の契機とするため、国民の祝日として「山の日」を制定するよう政府関係機関への意見書を提出してほしいというものであります。

那珂川町は、林野面積が町総面積の約64%を占め、林業や各分野において山からの恩恵を多大に受けています。

私たちが山の役割や恩恵に感謝し、町民共通の財産として守っていく意識の向上を促す契機とするために、「山の日」の制定が必要であると考えます。

よって、本陳情については、その趣旨を理解し、その必要性を認め採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務企画常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（大金市美君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は委員会での調査の経過と結果に対しての質疑のみを許可いたします。

質疑はございませんか。

佐藤信親君。

○1番（佐藤信親君） この「山の日」については大賛成でございますが、国のほうでは8月11日あたりとなっているんですが、栃木県のほうでは6月と7月のいずれかということになっていますが、ここの整合性はどのようになっているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

○総務企画常任委員長（石田彬良君） ただいまの質問でございますけれども、今のところですね、日にち的には決定されていないと思います。

以上です。

○議長（大金市美君） よろしいですか。

佐藤信親君。

○1番（佐藤信親君） ちょっとこれは難しい質問かなと思うんですけども、やはり栃木県の独自性を出すためにこの6月、7月になっているのか、国のほうとしては8月11日を目途にやっているみたいなんですけど、やはりこれ将来的に国が決まれば県も合わせていくのか、それとも独自に検討をして定めていくのか、再度その点についてお伺いして終わりにいたしたいと思います。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

○総務企画常任委員長（石田彬良君） この日程に関しては、恐らく国のほうの日程によって決定されるものではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第1号 「山の日」制定に係る意見書の採択についてに対する委員長の報告は採択であります。

この陳情は、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（大金市美君） お諮りいたします。

ただいま総務企画常任委員長から、発委第3号 国民の祝日「山の日」の制定を求める意見書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号 国民の祝日「山の日」の制定を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 追加日程第1、発委第3号 国民の祝日「山の日」の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案書を配付いたします。

〔議案配付〕

○議長（大金市美君） 本案は、この際議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めるとします。

提案の趣旨説明を求めます。

総務企画常任委員長、石田彬良君。

〔総務企画常任委員長 石田彬良君登壇〕

○総務企画常任委員長（石田彬良君） ただいま提案になりました追加日程第1、発委第3号 国民の祝日「山の日」の制定を求める意見書の提出について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、先ほど採択されました「山の日」制定に係る意見書の採択についてに基づき、その趣旨を受けて意見書を提出いたしたく、提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださいますようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたし

ます。

○議長（大金市美君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第3号 国民の祝日「山の日」の制定を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第2号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第16、陳情第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書を議題といたします。

この件に関しては、今期定例会において産業建設常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、産業建設常任委員長より審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、塚田秀知君。

〔産業建設常任委員長 塚田秀知君登壇〕

○産業建設常任委員長（塚田秀知君） 産業建設常任委員会の審査結果について、報告いたします。

今期定例会において審査を付託されておりましたTPP（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書については、3月5日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

陳情の趣旨は、T P P 交渉は昨年末までの妥協を目指して進められてきたが、市場アクセス、知的財産などの分野で各国の隔たりが埋まらず、引き続き協議を続けていくこととなった。また、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容について十分な情報は開示されていないままであり、T P P は農林水産業のみならず、食の安全、医療など、国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠であると考えます。

これを踏まえ、T P P 交渉では国会決議を必ず実現すること及び国民への情報開示を徹底するよう、政府関係機関への意見書を提出してほしいというものであります。

T P P の交渉内容によっては、那珂川町においては、基幹産業である農業やそれ以外の分野の影響は多大であります。

したがって、T P P に関する交渉内容の実現や情報の開示は、ぜひ必要であると考えます。

よって、本陳情についてはその趣旨を理解し、その必要性を認め、採択すべきものと決定しました。

以上、産業建設常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（大金市美君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は委員会での調査の経過と結果に対しての質疑のみを許可いたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第2号 T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書に対する委員長の報告は採択であります。

この陳情は、委員長報告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（大田市美君） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員長から、発委第4号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第4号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大田市美君） 追加日程第2、発委第4号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。

議案書を配付いたします。

〔議案配付〕

○議長（大田市美君） 本案は、この際議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めることとします。

提案の趣旨説明を求めます。

産業建設常任委員長、塚田秀知君。

〔産業建設常任委員長 塚田秀知君登壇〕

○産業建設常任委員長（塚田秀知君） ただいま提案になりました追加日程第2、発委第4号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出について、提案の趣旨説明を申し上

げます。

本件は、先ほど採択されましたＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情書に基づき、その趣旨を受けて意見書を提出いたしたく、提案するものであります。

各議員の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第４号 ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、発委第４号は原案のとおり可決されました。

◎議会改革特別委員会調査報告

○議長（大金市美君） 日程第17、議会改革特別委員会調査報告を議題といたします。

議会改革特別委員会の調査が終了し、報告書が提出されましたので議会改革特別委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長、鈴木雅仁君。

〔議会改革特別委員長 鈴木雅仁君登壇〕

○議会改革特別委員長（鈴木雅仁君） 議会改革特別委員会調査結果について、報告をいたします。

平成24年6月定例会におきまして、議員全員による議会改革特別委員会を設置し、議会改革の根幹である議会基本条例の制定に向けて議会改革特別委員会を7回、議会改革特別委員会小委員会を12回開催し、協議をしましてまいりました。

その間、町議会に関するアンケート調査を全世帯及び新成人者に対して実施をしたほか、新潟県立大学准教授であります田口一博先生の講演会を2回開催し、議会基本条例の必要性やその考え方、議会改革等についてご指導を仰いできたところでございます。

また、馬頭地区及び小川地区の2回にわたって議会報告会を開催し、町民の皆様に対して議会基本条例の内容説明と意見交換会を開催いたしました。

その結果、先ほど、本定例会におきまして議員各位の議会改革スピリットが終結され、議会基本条例が全員賛成で可決されたところであります。

しかしながら、あくまでもこの基本条例の制定はゴールではなくスタートであります。今後、議会改革イコール議会基本条例の制定ということではないことを議員全員が再認識し、議会改革についていろいろな方向から検討、協議を進めていく必要があると考えております。新たな議会におきましても、さらに議会改革を推進していただければ幸いと存じます。

以上のように調査結果をまとめましたので報告いたします。

詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと思っております。

以上、議会改革特別委員会の調査結果の報告といたします。

○議長（大金市美君） 報告が終わりました。

議会改革特別委員会の調査結果については、ただいまの報告によりご了承願います。

以上で、議会改革特別委員会調査報告を終わります。

◎県立高校再編計画に関する調査特別委員会調査報告

○議長（大金市美君） 日程第18、県立高校再編計画に関する調査特別委員会調査報告を議題といたします。

県立高校再編計画に関する調査特別委員会の調査が終了し、報告書が提出されましたので、県立高校再編計画に関する調査特別委員長の報告を求めます。

調査特別委員長、小川洋一君。

〔県立高校再編計画に関する調査特別委員長 小川洋一君登壇〕

○**県立高校再編計画に関する調査特別委員長（小川洋一君）** 県立高校再編計画に関する調査特別委員会調査結果について報告いたします。

平成25年12月定例会において、議員全員による県立高校再編計画に関する調査特別委員会を設置し、県立高校の再編計画の状況や、栃木県立馬頭高等学校の現状、高校の今後のあり方などについて、3回にわたって協議を行ってきました。

栃木県立馬頭高等学校が、高校進学を希望する生徒たちにとって魅力があり、将来に希望が持てる、そして活力ある高校になっていくための支援体制の検討や、まちづくりの拠点としての役割についても、今後さらに調査研究をしていく必要があると考えております。

新たな議会においても、馬頭高校の将来について、町や高校などと連携を図りながら継続して協議をしていただければ幸いと存じます。

以上のように、調査結果をまとめたので報告いたします。

詳細については、報告書をごらんいただきたいと思います。

以上、県立高校再編計画に関する調査特別委員会の調査結果の報告といたします。

○**議長（大金市美君）** 報告が終わりました。

県立高校再編計画に関する調査特別委員会の調査結果については、ただいまの報告によりご了承願います。

以上で、県立高校再編計画に関する調査特別委員会調査報告を終わります。

〔「議長、動議を提出いたします」「賛成」と言う人あり〕

◎動議の提出

○**議長（大金市美君）** 益子輝夫君。

○**2番（益子輝夫君）** それでは動議を提出いたします。

地方自治法第98条第1項の規定による事務の検査を行うための特別委員会を設置する動議です。

1つ、本会議に議員全員からなる職員採用に関する事務検査特別委員会を設置するものとする。

2つ、本特別委員会は地方自治法第98条第1項の規定により、次の事項について検査するものとする。

その1、選考により職員採用に関する事項。

3つ目、本議会は、検査事項の検査を行うため、必要あるときは地方自治法第98条第1項の規定により、検査事項に関する書類を検閲し、検査する権限を、本特別委員会に委任する。

4つ、本特別委員会は、検査する事項の調査が終了するまで閉会中もなお継続して検査することができる。

以上、動議といたします。

○議長（大金市美君） ただいま益子輝夫君から地方自治法第98条第1項の規定による事務の調査を行うための特別委員会を設置する動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので成立いたしました。

◎日程の追加

○議長（大金市美君） 地方自治法第98条第1項の規定による「地方自治法第98条第1項の規定による事務の検査を行うための特別委員会を設置する動議」を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（大金市美君） 起立多数です。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにされました。

◎地方自治法第98条第1項の規定による事務の検査を行うための特別委員会設置に関する動議

○議長（大金市美君） 追加日程第3、地方自治法第98条第1項の規定による事務の検査を行うための特別委員会を設置する動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

益子輝夫君。

〔2番 益子輝夫君登壇〕

○2番（益子輝夫君） それでは、ただいま提出されました動議提出の理由を説明させていただきます。

昨年12月に実施された選考による職員採用試験で、身障者枠1名、保育士1名が採用されましたが、公募の形態は取らず、障害者枠は役場の各課長に、保育士は各保育園長に推薦を依頼し、身障者枠で1名、保育士においては2名の推薦があり、うち1名は辞退との総務課長の説明でありました。

障害者枠については、障害者の雇用の促進に関する法律に基づく採用枠で採用、保育士については那珂川町職員任用規程第11条の規定に基づく別表第1、（3）キに該当することで採用となっているが、規定上違法性はないが、地方公共団体という特異性から鑑み、公募の形態を取らず推薦という形態を取ったことに妥当性があつたのかに疑問が生じます。

また、職員募集の時の保育士の制限年齢は30歳までとなっていたが、選考による採用者は35歳となっている。各保育園に勤める臨時職員の中には35歳までの年齢に該当する職員は5名おり、また臨時職員以外にも希望する者の受験機会を奪う結果となったことに対し、地方公共団体としての性格上、妥当性があつたのかが疑問が生じる。

さらに、推薦に漏れた職員は不適格の烙印を押されたのも同然であり、職場内における職員相互の信頼関係の喪失につながる。業務を遂行する上で重大な影響を及ぼす恐れがあるとともに、競争試験による採用と選考による採用と二通りの採用職員が生じ、職場環境に混乱を招きかねないが、今後、任用規程第11条の規定による保育士の採用が選考による採用と常態化する懸念が生じ、地方公共団体として公平公正な採用を確保する観点から、いかなる職員の採用についても公募とすべきであり、今回の事例を踏まえて実態を検査し、人事行政事務執行が適正に執行されるよう改善を図るため、職員採用に関する事務検査特別委員会設置の動議提出理由といたします。

以上です。

○議長（大金市美君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

地方自治法第98条第1項の規定による事務の検査を行うための特別委員会を設置する動議のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（大金市美君） 起立少数です。

よって、地方自治法第98条第1項の規定による事務の検査を行うための特別委員会を設置する動議は否決されました。

◎閉会の宣告

○議長（大金市美君） 以上で今期定例会の会議に付されました事件は、全て終了いたしました。会議を閉じます。

これにて平成26年第2回那珂川町議会定例会を閉会といたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時15分